

特定商取引法および割賦販売法に基づく表記

1. 商品名	「東京ガスのガス機器スペシャルサポート」 (修理保証・買い替え特典)
2. 担当者氏名	本書5枚目 下部「取扱担当者名」参照
3. 提供事業者名	<p>役務提供事業者 東京ガス株式会社 代表者氏名 内田 高史 住 所 東京都港区海岸1-5-20 問合せ先 〒163-1059 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー 私書箱8112号 0120-478-933 (※IP電話等フリーダイヤルをご利用になれない場合 03-6735-8798)</p> <p>その他の提供事業者名 本書5枚目 下部「東京ガス記入欄」参照</p>
4. 本サービスの内容	<p>1. 修理保証について (1) サービス提供期間内に対象機器に故障が発生し、お客さまからその旨の連絡を受けた場合は、往訪し、修理を行います。 (2) (1)の往訪および修理は、修理費消費税込み3万円を上限に無償で行い、その超過分は、お客さまにご負担いただきます。修理費には、出張費、技術料、交換部品費、別途料金(診断料、駐車代、待機料、高所作業料、その他追加料金等)が含まれます。 (3) サービス提供期間中に限り、回数の制限なくご利用いただけます。 (4) 当社または当社委託取引先企業に修理の依頼連絡をいただいた場合にのみ適用されます。</p> <p>2. 買い替え特典について (1) 買い替え特典は、対象機器をお持ちのお客さまが、以下のいずれかに該当し、かつ修理を行わない場合において、対象機器の買い替え時の料金の一部を当社が負担するものです(現金給付は行いません。) ①修理不能と診断された場合 ②安心・安全の観点からのお客さまのご意向および当社のガス事業者としての社会的責任・使命等から総合的に考慮して、当社が買い替えが最適と判断した場合 (2) 買い替え特典は、買い替えの際、当社または当社委託取引先企業から新たな機器を購入する場合であり、かつ、故障した機器と新たに購入する機器が、当社が定める基準を満たす場合にのみ適用されます。 サービス内容詳細については、「ガス機器スペシャルサポートサービス約款(本書1枚目裏面)」第4条1～3項をご参照ください。</p>
5. 契約の締結年月日	本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日として、郵送またはメール等により通知する書面に記載された日をもって成立するものとします。
6. サービス開始日・提供期間	<p>1. 本サービス(買い替え特典を除く。)の提供は、前項の通知書面に記載するサービス開始月の1日から開始するものとします(以下「サービス開始日」といいます。)。買い替え特典の提供は、サービス開始月の翌月の1日から開始するものとします。ただし、サービス開始希望月の前月15日までに当社の登録処理が完了しない場合は、当該登録処理が完了した日の翌々月1日をサービス開始日とします。</p> <p>2. 本サービスの提供期間は、前項のサービス開始日から1年間とします。本サービスの提供期間中に故障が発生し、お客さまからその連絡を受け付けたものに本サービスの内容が適用されます。</p> <p>3. 契約期間が満了する月の15日までにお客さままたは当社のいずれからも終了の意思表示がなされない場合、本契約期間満了の日の翌日からさらに1年間更新され、以後もこれに準じます。 サービス内容詳細については、「ガス機器スペシャルサポートサービス約款(本書1枚目裏面)」第3条1～5項をご参照ください。</p>
7. サービス料金	<p>1. 本サービスの利用料金は年額6,000円(税込)とします。 ※消費税は8%です。消費税率が変更となった場合、金額が変動する場合がありますのでその際は東京ガスホームページにてご確認ください。</p> <p>2. お客さまは、第1項の利用料金を、本契約締結日の属する月から毎月1回、各回500円(税込)を、計12回、分割して当社に支払うものとします。クレジットカードの場合はサービス開始日の属する月の前月より、口座振替の場合はサービス開始日の属する月の当月より支払うものとします。</p> <p>3. サービス提供開始後1年間は、約款に定める一部の場合を除き、サービスの提供および料金の請求を継続します。途中解約はできません。2年目以降は、月単位で解約を可能とします。</p>
8. サービス料金の支払方法支払時期	<p>1. 料金支払方法はクレジットカードまたは口座振替による月賦払いとします。手数料はかかりません。</p> <p>2. 毎月賦払金の支払い期限は以下の通りとします。 (1) クレジットカード払いの場合は、お客さまは当社の最終営業日までにクレジットカード会社から当社に対する立替え払いをさせるものとします。 (2) 口座振替の場合は、当社が指定する金融機関から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。引き落としの日は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とします。</p>

9. クーリング・オフについて	<p>1. お客さまが、訪問販売または電話勧誘販売でお申し込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。</p> <p>2. クーリング・オフを行う場合、お客さまは、損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。</p> <p>3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。</p> <p>4. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等に必要事項(お客さまの氏名、住所、取扱担当店名(申込書5枚目 下部に記載)、日付、お申し出印(ご契約者の印)、お申し込みの撤回または解除をする旨)をご記入のうえ、上記の問い合わせ先あてに郵送してください。(簡易書留での送付をおすすめします)。その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付等)から発生します。</p> <p>5. お客さまが契約の申し込みの撤回または契約の解除を行った場合、商品を使用若しくは消費し、または権利を行使したことにより、申込者の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、無償で原状回復に必要な措置を受けることができます。</p>
10. その他の契約条件	その他の契約条件については、「ガス機器スペシャルサポートサービス約款(本書1枚目裏面)」をご参照ください。